

# サークル代表者委員会規程

## 第1章 総則

第1条 サークル代表者委員会（以下、委員会）は、サークル内およびサークル間などの諸問題の解決や予算の編成などを行い、サークル運営を円滑に行うことができるように計らう。

第2条 委員会は、各サークル代表者により構成される。

第3条 委員会の委員長（以下、委員長）1名、副委員長1名、書記1名、会計1名は、年度始めに委員会の委員（以下、委員）の中より選出される。これら委員の任期は1年とするが、実習等の関係により委員長の任を全うすることができない場合は交代を認める。再任をさまたげない。

## 第2章 サークルの認定・活動停止

第4条 新規サークル代表者は、サークルとしての活動を開始するに当たり、教務学生課へ必要書類を提出する。これによってそのサークルを認定し、同時に委員会に属するものとする。

第5条 サークルの認定後、新規サークル代表者は委員会にて活動内容を説明し、予算の申請を行なう。

第6条 活動を停止するサークルの代表者は、委員長に速やかに活動停止の旨を伝え、その後のサークル代表者委員会にて活動停止を報告する。

第7条 委員会への無断欠席が3回を満したした場合、その団体はサークルの認定を停止し、支給された助成金も返還しなければいけないものとする。委員長はその旨を掲示にて連絡する。

## 第3章 委員会の開催

第8条 委員会は月1回、定期的に開催する。委員会開催の連絡は、電子メールにて1週間前までに連絡する。

第9条 委員は、本委員会への出席が不可能な場合、その旨を委員長に伝える。また、委員に代わる者を出席させる。さらに、それも無理な場合は、委員長にその旨を伝える。

第10条 委員が必要であると判断した場合、事前に委員長に申し出て不定期に臨時委員会を開催することができる。

## 第4章 サークル助成金

### (予算)

第11条 委員会は、サークル助成金の予算編成を行うことができる。予算編成にて生じ

た残りは予備費とし、新規サークルの活動費やその他の補助金などに充てる。サークル助成金の交付を希望するサークルは、サークル活動助成費交付申請書に必要事項を記入し、サークル代表委員長に提出する。

第12条 予算を申請した各サークル助成金は一律3万円とする。ただし、必要に応じて特例として予備費より補助金を交付する。その際には6月末までに、補助金の使用目的、使用金額を書面にてサークル代表委員会に提出する。

第13条 助成金の交付方法は、学生自治会から各サークル口座への振込みとする。振込口座は必ずサークル名義のものとする（個人名義のものは認めない）。

第14条 各サークルに一律交付される3万円の助成金の使用内容については、各サークル責任のもとで決定する。ただし、特例の補助金については、サークル代表委員会と学生自治会の審査を受け（高額なもの、学生自治会では判断できないものに関しては、学生委員会の承認も必要）、認められた場合のみ受け取ることができる。

第15条 助成金を受け取ったサークルは、何らかの形で、大学へ貢献することを義務付ける。これが守られなかった場合、助成金を返還しなければならない。

第16条 毎月のサークル活動報告書をサークルの活動状況として判断し、予算編成の参考とする。活動報告書の未提出及びサークルの活動が停滞している場合は、来年度の助成金編成の対象外となる。

第17条 サークル助成金の受け取りを確認後、ただちに委員は誓約書・領収書にサインし、委員会に提出する。誓約書・領収書は委員長が管理する。

## **(決算報告)**

第18条 各サークル代表者は、所属サークルの活動費の決算報告書を、1月上旬までにサークル代表委員会に提出する。その際、決算報告書の根拠となる領収書及びそれに代わるものの添付を必須とする。これについての例外は認めない。領収書及びそれに代わるものの添付がない場合は、助成金を返還しなければならない。尚、助成金及び補助金について残金が出た場合は、決算報告書を提出する際に、現金にて手渡すものとする。予備費の余剰金は、後援会に返還する。

第19条 サークル活動を年度末日に停止する場合、対象となるサークルは、活動停止日より7日以内に決算報告書を提出する。活動停止日はサークル代表委員会退会日とする。強制退会の場合も同様である。

第20条 決算報告書が未提出であった場合、委員は助成金の対象年度分全額を委員会に返還しなければならない。

第21条 決算報告書の会計監査（予算が目的通り使われたかどうかなど）は、1月のサークル代表委員会にて行われる。サークル代表委員長は決算報告書をまとめ、学生自治会に提出する。さらに、学生自治会は学生委員会に提出する。

## **(管理)**

第22条 サークル活動費をプールしている預金通帳は会計役員の責任において管理する。紛失した場合には速やかに事務と連携を図り、適切に対応する。

第23条 各サークルの助成金は各サークル代表者の責任において管理する。

## **(助成金の使用)**

第24条 助成金はあくまでもサークル活動を支援するものである。よって、飲食物及び私的使用は認めない。

## **第5章 物品**

第25条 大学の備品を使用する場合はサークル側がその管理について責任を持ち、サークルの備品はサークルが管理責任を持つ。

第26条 大学の備品を破損・紛失した場合、サークル側にその責任が明らかにある場合には、その備品はサークル側が弁償する。

第27条 委員が物品の管理を怠った場合、委員会にて厳重注意する。

第28条 サークルの活動を停止する場合、サークルが所有する物品は顧問と協議して委員会が管理する。

## **第6章 要望**

第29条 大学側への要望については、委員会から学生自治会長へ要望書を提出する。学生自治会長は速やかに大学側へその要望書を提出し、回答が得られ次第、対象となる委員へ報告する。

## **第7章 本規程の改定**

第30条 本規程の一部又は全部の改正については青森県立保健大学学生自治会則第3条第2項に準ずる。

## 附則

この規約は、2006年8月1日を以て施行される。